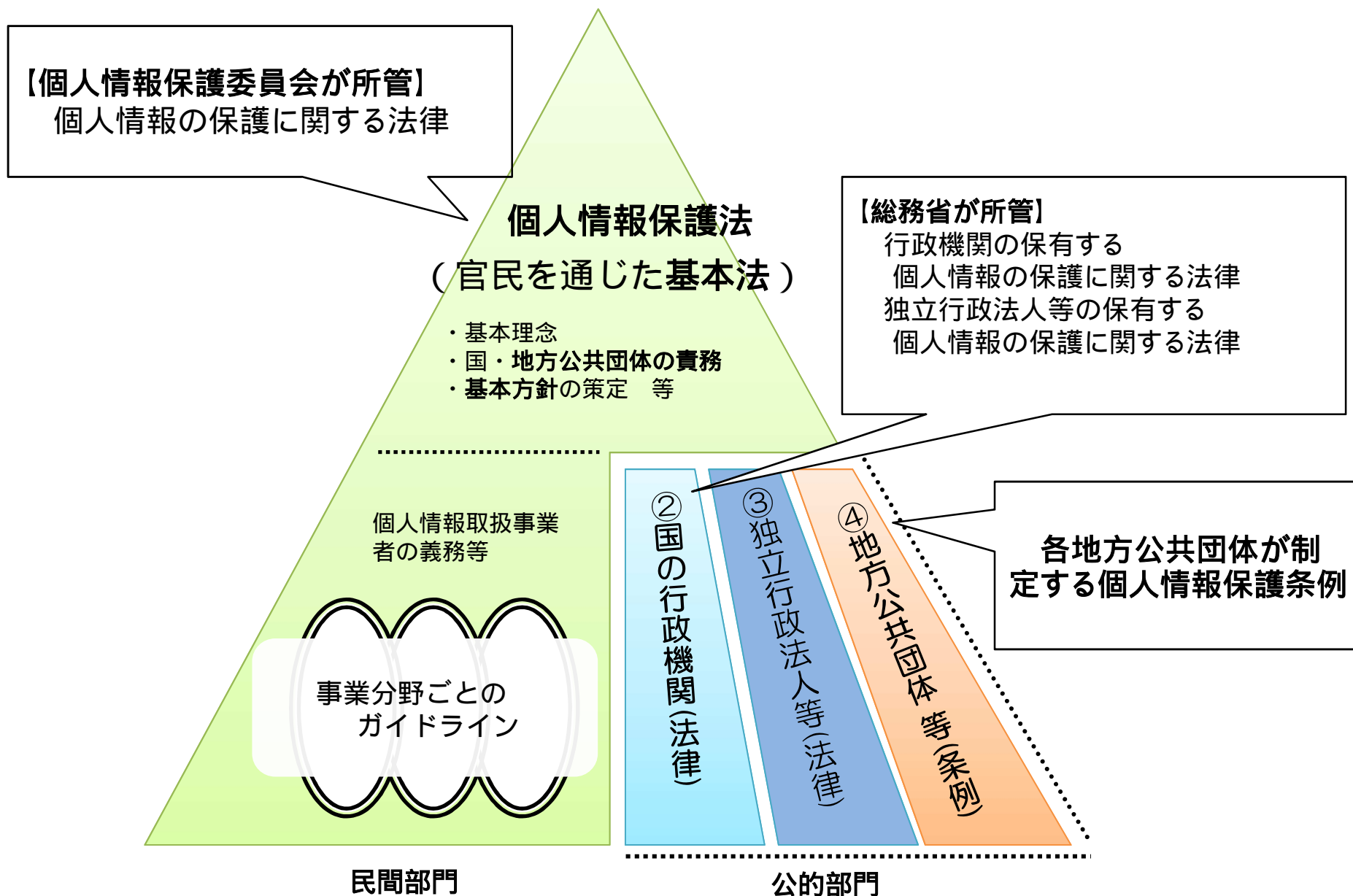


山梨県個人情報保護条例の一部改正の背景について

目次

1	個人情報保護法制における地方公共団体の条例	
	・ 個人情報保護に関する法体系のイメージ	1
	・ 個人情報保護法制における地方公共団体の位置付け	2
2	個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正等	
	・ 法改正の背景	3
	・ 改正個人情報保護法のポイント	4
	・ 改正行政機関個人情報保護法のポイント	5
	・ 個人情報の保護に関する基本方針	6
	・ 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会	7-8
3	山梨県個人情報保護条例の一部改正案等	9

個人情報保護に関する法体系のイメージ



個人情報保護法制における地方公共団体の位置付け

山梨県個人情報保護条例の制定・改正の経緯

平成 5 年	3 月 2 6 日	山梨県個人情報保護条例制定
	1 0 月 1 日	施行
平成 1 7 年	3 月 2 8 日	山梨県個人情報保護条例全部改正
平成 1 7 年	4 月 1 日	施行

個人情報保護法制における条例の位置付け

平成 1 5 年に成立した個人情報保護法において、地方公共団体については条例により規律することとされた。

・ 個人情報保護法第 5 条

「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」

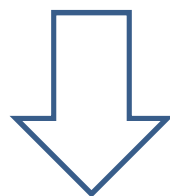
・ 個人情報保護法第 1 1 条第 1 項

「地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。」

法改正の背景

情報通信技術の飛躍的な進展により、ビッグデータの収集・分析が可能となる中で、特に利用価値の高いとされるパーソナルデータ（個人の行動・状態等に関する情報）の利活用を適正に推進することは、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待。

同時に、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者による利活用の躊躇が生じているとの指摘。



個人情報保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を推進するため、個人情報保護法等改正法が平成27年9月に公布（平成29年5月30日施行）。また、行政機関個人情報保護法等改正法が平成28年5月に公布（平成29年5月30日施行）。

改正個人情報保護法のポイント

個人情報の定義の明確化（第2条第1項、第2項）

特定の個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データ）等は特定の個人を識別する情報であるため、これを個人情報として明確化。

* 個人情報に該当するかどうかの判断が困難なグレーゾーンの解消を図る。

要配慮個人情報（第2条第3項）

要配慮個人情報の定義を設け、原則として本人同意を得ることを義務化。

* 要配慮個人情報...本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報

匿名加工情報（第2条第9項、第10項、第36条～第39条）

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについての規律を設けた。

小規模取扱事業者への対応（第2条第5項）

取り扱う個人情報が5,000以下であっても個人の権利利益の侵害はありえるため、5,000人以下の取扱事業者についても個人情報保護法を適用。

その他

- **個人情報保護委員会（第40条～第44条、第59条～第74条）**

内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設（平成28年1月）。取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

- **名簿屋対策**

トレーサビリティの確保（第25条、第26条）...受領者は、提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存。また、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存。

データベース提供罪（第83条）...個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰。

改正行政機関個人情報保護法のポイント

個人情報の定義の明確化（個人識別符号（指紋データ、旅券番号等））
その情報単体でも個人情報に該当することとして明確化を図った。

要配慮個人情報（人種、信条、病歴等）
定義の新設、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載。

非識別加工情報の提供制度を導入

国の行政機関、独立行政法人等において、個人情報について、特定個人を識別できないように加工した「非識別加工情報」を提供する制度を導入。

- * 個人情報保護法の「匿名加工情報」に相当するもの。
- 一定の条件を満たす個人情報ファイルについて提案を募集。
- 民間事業者からの提案について、行政機関等が適切に審査。
- 提案者との間で利用契約を締結し、非識別加工情報を作成・提供。
- 個人の権利利益の保護に支障を生じないように、民間事業者と行政機関等の双方に必要な規律を課す。
- 行政機関等非識別加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管。

個人情報保護に関する基本方針

基本方針とは、個人情報保護法第7条第1項の規定に基づき政府が策定する、個人情報保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るための方針（平成16年4月2日閣議決定、平成28年10月28日最終変更）

3 地方公共団体が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項

(1) 地方公共団体の保有する個人情報保護の推進

地方公共団体の保有する個人情報保護については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。

国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとする。

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会

趣旨

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正を踏まえ、地方公共団体においても、個人情報保護条例の見直しにより、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施することが必要であると考えられるため、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会を開催する。

検討内容

- (1) 個人情報保護条例の見直しについての以下の項目
 - 基本的な考え方
 - 個人情報の定義の明確化
 - 要配慮個人情報の取扱い
 - 非識別加工情報の仕組みの導入
- (2) その他、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関し検討を要する事項

スケジュール等

平成28年 9月23日(金)	第1回検討会 開催
11月28日(月)	第2回検討会 開催
平成29年 1月31日(火)	第3回検討会 開催
3月 7日(火)	第4回検討会 開催
3月29日(水)	第5回検討会 開催
→ 5月19日	報告書公表

構成員

【構成員】(敬称略、50音順)

伊藤 昭彦 東京都立川市行政管理部文書法政課長
宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授(座長)
大谷 和子 株式会社日本総合研究所執行役員・法務部長
岡村 久道 弁護士、国立情報学研究所客員教授
佐藤 一郎 国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
田中 延広 東京都生活文化局広報広聴部情報公開課長
野中 正人 山梨県富士川町政策秘書課長

(参考)オブザーバー

個人情報保護委員会事務局
総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室
総務省情報流通行政局地方情報化推進室
総務省統計局統計調査部調査企画課

検討会報告書における個人情報保護条例の見直しの方向性(概要)

1 個人情報の定義の明確化

- ・ 指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当である。
- ・ 個人識別符号の定義については、行個法等と同じ定義にすることが適当である。
- ・ 行個法と同様に、照合の容易性を要件とはしないことが適当である。

2 要配慮個人情報の取扱い

- ・ 要配慮個人情報の定義を設け、行個法等の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当である。
- ・ 個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当である。

3 非識別加工情報の仕組みの導入

- ・ 非識別加工情報の仕組みを導入することが適当である。また、非識別加工情報の定義、加工の基準等は行個法等と同等の内容であることが望ましい。
- ・ 加工等の基準を策定するときに、審議会等に諮問することが適当である。また、審議会等は非識別加工情報の取扱いについての調査等ができることとすることが適当である。
- ・ 個人情報ファイル簿をホームページに掲載することが適当である。
- ・ 小規模団体に対して、総務省・個人情報保護委員会は積極的に技術的な支援を行うことが必要である。また、専門的知識を有する構成員の確保については、審議会等の共同設置などが解決策になり得る。

(非識別加工の仕組みの円滑な導入)

- ・ 都道府県、指定都市などが積極的に非識別加工情報の仕組みを導入し、他の地方公共団体を牽引していくことで、全体として円滑な導入が期待される。
- ・ 当面、個人情報取扱事務登録簿等により提案を募集することとし、提案前の事前相談において、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することや、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を行うことも考えられる。

(今後の課題)

- ・ 将来的には、地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みを検討していくことも考えられる。

山梨県個人情報保護条例の一部改正案等

1 個人情報の定義について、個人識別符号を含めたものに改める。

行政機関個人情報保護法

2 要配慮個人情報の定義を設け、現行条例の取得制限情報にはない情報を含めて要配慮個人情報として整理し、原則取得禁止とする。

行政機関個人情報保護法

3 非識別加工情報の提供制度については、検討を要する諸課題が存在するため、今回の改正は見送る。

行政機関個人情報保護法

4 事業者に関する規定のうち、行政による規制的な関与の重複を回避するため、第49条(指針の作成)及び第56条(調査、助言、勧告及び公表)の規定を削除する。

個人情報保護法

5 個人情報を取り扱う事業者の登録制度を廃止する(条例第50条～第54条の削除)。

制度を取り巻く環境の変化